

和光市しらこ保育園の民設化に伴う民設保育園設置
及び運営事業者の公募に係る審査結果報告書

令和2年10月8日

(令和4年度) 民設保育園設置及び運営事業者選定委員会

1 経緯

和光市は、第1期和光市子ども・子育て支援事業計画に公設保育所の在り方の検討を掲げ、今後の公設園の運営の在り方を審議してきました。

平成31年1月に報告を受けた和光市公営保育所在り方検討委員会における公設公営保育所の審議結果を踏まえ、令和元年5月24日に今後の公設公営保育所に関する方針を策定し、今後の公設公営保育所は保育所保育指針等を忠実に実践するベーシックな保育園とし、市の子育て支援のために市全体の保育の質の維持・向上に向けた新たなプラットフォーム的機能を担うことといたしました。

これまでの検討、策定方針及び事業計画に基づき、この度しらこ保育園を民設民営保育所として設置及び運営する事業者の選定を公募により実施したところ、2事業者から公募申請書の提出を受けたことから、(令和4年度)民設保育園設置及び運営事業者選定委員会を開催いたしました。

当委員会では、申請者としての適格性、写真による保育状況審査及び事業提案の内容等について公開ヒアリング等による審査を行い、設置及び運営事業者の優先交渉権者を選定しましたので、ここにその結果を報告します。

2 選定委員会委員（(令和4年度)民設保育園設置及び運営事業者選定委員会設置要綱）

職名	氏名	所属（要綱の委員区分）
委員長	大野 久芳	子どもあんしん部長（第2条第2項第1号）
委員	長坂 裕一	保健福祉部次長兼地域包括ケア課長（第2条第2項第2号）
〃	中野 陽介	保育サポート課長（第2条第3項第3号）
〃	平川 京子	保育施設課長（第2条第3項第4号）
〃	白川 将実	資産戦略課長（第2条第3項第5号）
〃	伊藤 みどり	しらこ保育園園長（第2条第3項第6号・市内の保育園の園長の職にある者）
〃	小川 晶	植草学園大学発達教育学部発達支援教育学科准教授（第2条第3項第7号・保育に関し専門的な知識経験を有する者）
〃	富澤 幸男	和光市民生委員児童委員協議会長（第2条第3項第8号・子育て支援に関する市内の関係機関等）
〃	小寺 遼介	しらこ保育園の保護者を代表する者（第2条第3項第9号）
〃	村谷 芳枝	しらこ保育園の保護者を代表する者（第2条第3項第9号）

3 選定の経過

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) 公募要領の配布 | 8月 3日 (月) ~ 9月18日 (金) |
| (2) しらこ保育園現地説明会
説明会参加事業者 | 8月11日 (火) 9時30分~12時
6事業者 |
| (3) 応募表明書の提出期限
表明書提出事業者 | 8月25日 (火)
2事業者 |
| (2) 申請書の提出期限
申請書提出事業者 | 9月18日 (金)
2事業者 |
| (3) 選定委員会及び公開ヒアリング | 10月 3日 (土) 8時30分~12時20分 |

4 審査対象応募申請者（公開ヒアリング実施順）

1	三和エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 廣田 靖人 (所在地：東京都千代田区神田佐久間町2-19 櫻岳ビル2階)
2	学校法人柳下学園 理事長 柳下 雅弘 (所在地：埼玉県和光市白子3-12-1)

5 選定にあたっての考え方

当委員会における選定は、各委員が申請事業者の提案内容等を100点満点で採点し、委員10名の評価点の平均点70点を選定基準点に設定しました。

他の事業者の評価点を上回り、かつ、この選定基準点を超えたときに、当該事業者を民設保育園の設置及び運営事業者の優先交渉権者として選定することとしました。

評価は、公募申請書に記載された事業計画及び提案等の内容に加え、写真による保育状況審査及び公開プレゼンテーション・ヒアリングによる事業者の説明と質疑応答により、総合的に行いました。

< 評価項目及び配点 >

I 法人の経営方針等(15点)

項 目	配点
(1) 経営理念、方針、人材育成	3点
(2) 財務状況	3点
(3) 組織体制・雇用状況	3点
(4) 運営園の指導監査状況	3点
(5) 市内等の実績	3点

II 保育の質（30点）

項 目	配点
(1) 保育理念・方針	3点
(2) 職員体制・配置保育士のバランス	3点
(3) 保育計画等	3点
(4) 教育・保育の考え方	3点
(5) 障害児保育の取組・実績	3点
(6) 給食提供	3点
(7) 危機管理・安全対策	3点
(8) 虐待	3点
(9) 健康衛生管理	3点
(10) 保育状況（写真による保育状況調査）	3点

III 物件の提案（20点）

項 目	配点
(1) 土地建物賃貸料等	5点
(2) 施設・園庭の維持管理の考え方及び取組等	10点
(3) 修繕計画	5点

IV 民設化の視点（35点）

項 目	配点
(1) 民設化の心構え	5点
(2) 在園保育士の雇用	10点
(3) 保護者支援	10点
(4) 行政機関等との関わり等	10点

合計 100点

6 選定委員会の審査結果及び意見

(1) 審査結果

(ア) 優先交渉権者

学校法人柳下学園 理事長 柳下 雅弘

評価点 83.5点

(イ) 次点交渉権者

三和エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 廣田 靖人

評価点 78.2点

(2) 選定理由

当委員会では、2事業者から提出された公募申請書、写真による保育状況審査、公開プレゼンテーション・ヒアリングにより審査し、総合的に評価しました。

その結果、学校法人柳下学園の提案が他方の申請事業者を上回る優位性が認められたことから選定に至りました。

学校法人柳下学園における優位性の着眼点は、市の子ども・子育て施策における基本理念を踏まえながら、障害児をはじめ支援が必要な児童に対する知識経験を有し、実際の対応の様子や子育て世代包括支援センターとの連携による適切な障害児保育が可能な点。実績から非常に安定した人事配置により教育・保育を提供し、配置保育士の安定性が期待できる点。写真による保育状況から、自然な明るい表情が児童にも教諭にも多く見られ、しらこ保育園の温かい保育の継承が確実にできる事業者であると判断したものです。

しかしながら、市内における教育・保育施設の役割が今後、更に求められることを踏まえ、以下の3点を付すべき条件といたしました。

- ・0～2歳児の保育について、保育所保育指針に基づく保育の実践を踏まえ、当該年齢児保育の理解を深めるとともに、各種研修及び会議等に参加し保育の知識を確実に習得すること。保育計画の策定に関しては、しらこ保育園主導で関わり引継ぎを行うこと。また、実効性を担保するため市は継続したフォローを行うこと。
- ・外部プログラムの導入については、保育を安定させることを第一優先とし、保護者及び市と事前に協議したうえで導入時期を検討すること。
- ・給食業者の選定については、安全・安心な給食の提供が図られるよう、しらこ保育園を継承するという視点を十分に踏まえたうえで、事業者の選定を行うこと。

以 上